

【2019 年 3 月 6 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 102 号 ■

目次

【トピックス】

1. パートタイム・有期雇用労働法施行まであと 1 年！
事業主の皆さま、取組手順書を活用して自社の状況の点検を行い、準備を進めましょう。
2. もうすぐ有期契約労働者の契約更新時期です
「無期転換ルール」への対応について、今一度確認をしましょう！

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 広報誌『厚生労働』3 月号発売中！
- ◆ 現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】パートタイム・有期雇用労働法の施行まであと 1 年！

事業主の皆さま、取組手順書を活用して自社の状況の点検を行い、準備を進めましょう。

パートタイム・有期雇用労働法が施行されるのは、2020 年 4 月 1 日と、残すところあと 1 年余りとなりました。事業主の皆さま、準備はお済みでしょうか。

（中小企業のパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021 年 4 月 1 日です。）

パートタイム・有期雇用労働法が施行されると、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者）との間の不合理な待遇差が禁止されます。また、非正規社員から求められた場合、正社員との間の待遇差の内容や理由などについて、説明する義務が、事業主に課されます。

厚生労働省では、「同一労働同一賃金特集ページ」の中に、自社の状況が法律の内容に沿ったものなのかどうか、事業主が点検できるパンフレット「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」を掲載しています。

事業主の皆さま、この法律が施行されるまでに取組手順書を活用して、自社の状況を点検していただき、必要があれば制度改定の準備を進めましょう！

■パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書（閲覧用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf>

＜その他、事業主への支援＞

・無料相談（電話相談、事業所訪問）

非正規社員の待遇改善に取り組む事業主を対象に、全国 47 都道府県に開設した働き方改革推進支援センターが、無料の相談支援を行っています。

・キャリアアップ助成金の支給、職務分析・職務評価の導入支援 など

■同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

※取組手順書の印刷用ファイルは、こちらに掲載しています。

【トピックス 2】もうすぐ有期契約労働者の契約更新時期です

「無期転換ルール」への対応について、今一度確認をしましょう！

有期労働契約で働く方が、無期労働契約への転換を申し込むことができる「無期転換ルール」が、2018 年 4 月から本格的にスタートしています。

「無期転換ルール」とは、2013 年 4 月 1 日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が 5 年を超えた場合、有期契約労働者（契約社員やアルバイトなどと呼ばれる社員）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールのことです。

無期転換の申込みがあった場合、現在の有期労働契約が終了した日の翌日から無期労働契約となるため、例えば、現在の契約期間が 3 月末までであれば、今年の 4 月 1 日から無期労働契約になります。

年度末にかけて、契約更新をする有期契約労働者が増える時期となりますが、無期転換申込権が発生する労働者がいるのかどうか、有期契約労働者の通算契約期間を今一度ご確認ください、対象者の実態把握を行いましょう。

なお、「無期転換ルール」の適用を意図的に避けることを目的に、無期転換申込

権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇などを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立するため、事業主側は断ることができません。

有期労働契約の満了前に、事業主が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

厚生労働省では、「無期転換ルール」の概要や導入事例、よくあるご質問をQ & A形式でまとめたもの、相談窓口のお問い合わせ先などを記したポータルサイトをご用意しています。ご不明な点などある方は、このサイトをぜひご覧ください。

【無期転換ルールに関する詳細はこちら】

- ・ 無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

- ・ 「無期転換ルール特別相談窓口」一覧

全国 47 都道府県の労働局の連絡先を記載していますので、こちらに直接お問い合わせいただくこともできます。

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/counseling.pdf>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 広報誌『厚生労働』 3月号発売中！ ▲△

毎月 1 日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。3月号の特集は、「『困った』を支える仕組み」と題して、生活に困っている人を支えるための制度を紹介しています。

■特集 お金・家・仕事……「『困った』を支える仕組み」

1 年以上失業している人、引きこもり状態にある人、ホームレスなど、社会保険制度と生活保護制度の狭間で生活に困っている人を支える仕組みとして「生活困窮者自立支援制度」があります。

この制度は、昨年 6 月に見直されたことで、生活困窮者に対し、より一体的な支

援ができるようになりました。

今回の特集では、困った時に利用でき、また周りの困っている人にも利用を勧められる「生活困窮者自立支援制度」の仕組みやサポート内容などを紹介しています。

また、「未来を拓く働き方」では、独自のショートタイム社員制度を導入し、契約社員の多様な雇用形態で人材確保と流出防止を図っているモロゾフ株式会社の取組を紹介しています。

このほか、財形制度の紹介や長時間労働につながる取引の見直しのお知らせなど、人事労務担当者の方にご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

3月1日に公表された、1月の完全失業率は、2.5%と前月より0.1ポイントの上昇、有効求人倍率は1.63倍と前月と同じ水準となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201901.pdf>

(PDF : 416KB)

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00012.html

★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php

★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」）

へリンク) <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====